

平成29年第9回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年9月11日(月)

午前10時00分から午前11時27分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 12名

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴人数 なし

6. 議事日程

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の変更に伴う承認申請について

(2) 農地法第3条(所有権の移転)許可申請について

(3) 農地法第5条(所有権の移転)許可申請について

(4) 農地法第5条(使用貸借権の設定)許可申請について

7. 農業委員会事務職員 3名

【午前10時00分】

事務局

それでは、ただいまから、平成29年第9回早島町農業委員会を開催いたします。はじめに、●●会長よりご挨拶をよろしく願いいたします。

議長

皆さん、おはようございます。今年の夏は、暑いのがやっと過ぎ去りまして、朝夕が、ちょっと裸になったら風邪を引くような季節に、本当にいい天気になりました。

何も別はないんですけども、来月の10月13日に県の農業会議が賀陽町で、農地利用最適化推進委員の研修会をするということですけども、13日、私は都合により欠席しますんで、すいませんけどよろしく願いいたします。

別に用件はないんですけども、今年度ももう半年が過ぎました。あと来年の8月で農業委員の任期が終わりますけども、新しい農業委員の選定について事務局の方でどういうふうな段取りでいっとるか、どういう方法でされようのかということについて、後でまた教えていただきたいなと思いますんで、よろしく願いいたします。

それで、農地パトロールについては、いつまでにしたらいいのかな。

事務局

9月中でお願いします。

議長

9月中でよろしい、はい。それで、あれは結局今までも2回しとんですけども、作付してない、荒れている農地がある。そういった農地を宅地並み課税対象にするということで、いくらぐらいになるかわかりませんがね、農地のままの算定ではないということ。それでその農地が、1回草刈をやっておるんですよ。それなのに、その後はやってないんですよ。その辺をよく気をつけて、調査したほうがいいと思いますよ。調査が来る前にちょろっと刈とん。2年ぐらい貸しとって、そういうところが二、三カ所ある。これも役場の元職員の土地です。そういうなんが多いからね、やっぱりきちっと調べたいなと思ってますけども、前潟、金田のほうはちゃんとよくわかると思うんですけども、矢尾とか私のほうはどうなっとなか、もう畦もわからん、木が生えてどねえもならんところがいっぱいあるんですよ。塩津も一部ありますね。その辺をまた早目に頑張って調査していただきたいなと思いますんで、よろしく願いいたします。以上です。

事務局

ありがとうございました。それでは、初めに会議の成立についてご報告をさせていただきます。

本日、在任委員数12名の全員の方のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項によりまして、在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、早島町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務め

るということになっておりますので、以降の議事進行を●●会長よろしく願いいたします。

議長

はい。それでは、これより議事に入ります。まず、議事録の署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

ありがとうございます。それでは、議事録署名委員は、10番の●●委員、11番の●●委員をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程1の議案第27号・番号1農地利用集積円滑化事業規定の変更に伴う承認申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

はい。それでは、議案書2ページをご覧ください。議案第27号農地経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の変更承認については、農業経営基盤強化促進法第11条の12に基づき、岡山西農業協同組合から農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請があり、町としては、内容を適当と認め承認したいということで、同法第11条の11第4項に基づいて変更承認の決定依頼がありました。

農地利用集積円滑化事業規程の変更理由としては、農業協同組合等の一部を改正する法律の施行に伴い、農業経営基盤強化促進法の基本要綱が一部改正等を受け、農地利用集積円滑化事業規定の一部を変更するものです。

新旧対照表については3ページです。変更した規程については4ページから9ページをご覧ください。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

1番

ちょっと聞きたいんですけども。県農業会議という文章がなくなって、県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構ということでなってますけど、これはどう違うんですか。県の農業会議自体がそういう役割になってきている？

事務局

変更された9条、県農業会議と県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、実はやってることは同じで、今回の法改正を受けて名前が変わりました。農業基盤強化促進法の中で名前が変わったので、それに基づく農地利用集積円滑化事業の規定も名前も変えなきゃいけないと、県農業会議へこの承認申請をいただいております。

ですので、役割自体は同じと考えてもらったらいいということでございます。

1 番

県農業会議が一般社団法人になっただけで、名前は変わってないんじゃないですか。名前が変わったような間に、どこの部分の名前が変わったという？

議長

何か今、農林省の上のほうで、何だかんだ言うていろんな項目を上げてやりましょう。これまだ、我々にはわからんことが多いんですよ、はっきり言って。組織の下部のほうではね。上のほうでばらばらばらちよっと字を変えて農業何とかかんとか、みなこうやってつくっておるでしょう。それを県の農業会議が受けているわけですよ。農林省のほうからね。次々次々いろんなことをやっとなですよ。ようわからんですよ。

事務局

すいません。岡山県農業会議という名称は変わってないですけども、法律上ではそうなってます。役割を担っていくための法律上の呼び名といいますか、岡山県農業会議としては名称が変わったというわけではなく、その法律上での名義の仕方が岡山県農業会議、県農業会議という言い方でなくて、こちらのような指定を受けた、農業委員会ネットワーク機構という言い方に、ちょっと言い回しが変わったので変えたというようなご理解をしていただけたらと。

1 番

わかりました。

5 番

委員長、よろしい？

議長

はい。

5 番

結局はもう団体名を変更するための話ですな、これは。農協の本来持つとる役割、土地利用集積の業務については何らもう変わりはないという判断でいいんですか。

それから、もう一カ所、町長から、農済機関、農業委員長宛てに出されとる文章の写しの中に、既に定まったやつを変えるということになる、変更承認申請になるじゃないですか、どんなです。新しく定めるんなら承認申請をしようというな。今まであるやつを変えてくるということは変更承認なりませんか。

事務局

変更承認ですね、はい。

議長

何でもどんどんどんどん出してくれというもんじゃないんじゃないけどな、ここは。それで、またうちは農振受けてないでしょう、ねえ。農地利用集積なんかも円滑にできるわけないですわ。そうでしょう。

12 番

これを変えるに当たって、どういう不都合があったからこうして変えますという理由があったらようわかりやすいんですけど、これを変更するに当たって本当のメリットというのは何ですかと。文言、意味を変えても意味がないんじゃないですかね。

議長

ただ、これ、やっぱり書類だけはきちつ、きちつとやっていきょうても、それが農家のためにどうなるか、その辺が一つもわかってないわけでしょう。

ほかに何か質疑ありませんか。もうこのまま行くんですか。ノーですかイエスカの。

1 番

このネットワーク機構というのは、これまで業界団体として、この農業委員会組織を束ねていたというのが、あくまで農業会議自体の役割自体がネットワークの、農業委員会を束ねるネットワークですよというふうな意味合いで、かなり農業会議自体の力が弱まったという評価にできるのかなというふうに思ったりはして。そうなってくると、ますます国の意向がそのまま農業者に来るというか、農業会議自体が業界団体として力を持てなくなってくるというような気がするんですね。それは、国の法律の変更なので。

議長

ほかに質疑はないですか。どうでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

質疑がなければ、意見等はどうでしょうか。ご意見は。どうしたらよろしいでしょうか。保留にするわけにはいかんでしょう。

もうご意見はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

それでは、ないようでありますので、議案第27号・番号1農地利用集積円滑化事業規程の変更に伴う承認申請についてを承認したいと思います。いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

はい。ないようでありますので、議案第27号・番号1農地利用集積円滑化事業規程の変更に伴う承認申請については許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程2、議案第28号・番号6農地法第3条の所有権移転許可申

請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書10ページをご覧ください。

最初に議案書の訂正をさせていただきます。番号7のほうで、譲渡し人の●●さんのご住所なのですが、●●番地となっているかと思うんですけども、正しくは●●番地でございます。●●番地の変更になります。以上、訂正をお願いします。

それでは、今月の農地法第3条の所有権の移転許可申請は2件でございます。番号6についてですが、譲り受け人が●●番地にお住まいの●●さん、譲り渡し人が●●にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡です。

番号6は、譲り受け人の耕作面積は〇〇㎡であり、5反以上の農業経営農家です。位置図は11ページです。議案第28号・番号6の説明については以上です。

続いて番号7についてもあわせてご説明させていただきます。

譲り受け人は●●番地にお住まいの●●さん、譲り渡し人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡です。●●番、地目が田、面積が〇〇㎡で、合計〇〇㎡になります。

番号7は番号6と同様、譲り受け人の耕作面積は〇〇㎡で、5反以上の農業経営農家です。位置図は12ページにあります。

議案第28号・番号7の説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を7番●●委員からお願いいたします。

7番

報告します。まず、6番の件に関して、地図1ですが、これは、現在作付されております譲り受け人の●●さんの息子さんが長年つくっております。譲り渡し人は、これは私の家のごく近所の幼なじみの方でして、相続して現在所有者となっておることかと思えます。来年以降も作付されるものと思われますので、特別問題なからうかと思えます。

それから、7番の件に関しまして、位置図の2ですね、これも譲り受け人の息子さんが長年つくっております、今年も作付されております。それで、これは位置図で言いますと赤い部分が2つに切れておりますが、これは真ん中の白い部分を含めて1枚の田んぼでありまして、上の部分と下の部分を●●さんが譲り受けるということなんです。

これは、あと申請の部分とは別に、実は真ん中の白い部分は●●さんの息子さんが家を建てるということで、真ん中が白くあいておるようです。これは、すぐ道を挟んだ東隣、地図で言いますと左側、広く今度●●が開発するというので、

家を立ち退きということで、●●さんの息子さんが、ここの白い部分に引っ越しをするということを聞いております。この申請の話でいきますと、7番上の赤い部分と下の赤い部分、譲り受け人の●●さんの息子さんが来年も作付するものと思われます。以上です。

議長                    ありがとうございます。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。さっきの説明の中で、●●さん、●●の話が出ましたね。

7番                     はい。

議長                    これは、●●がやると、この間説明会をした分ですね。

7番                     はい。私がそのように以前お話した分です。

議長                    あの辺がちょっとね、●●だけかどうかわからんで、ちょっと疑問に私は思っ  
とんですよ。新聞急送が何も話がないからね。これをここへ来るんじゃないかと思  
っとんです。よく気をつけていただきたいと思います。

7番                     そうですね。

議長                    いや、ほんま。ほかにもうないんだもの。●●じゃとすると、そう考えとる。  
じゃから、●●一部を使わせて、あとはそうするんかもわからんけどね。

7番                     よろしいですか。

議長                    はい、7番●●さん。

7番                     これ、非常に、事務局のほうに聞きますと、非常に不可解な、何とも理解しが  
たい土地の割り方をしとるようなんです。

議案書17ページの議案の29及び30に関連するとか、直接関連してる話  
なんで、もう少し詳しく大きく、黒板にでも書いて説明してもらったほうがわ  
かりやすいと思うんですが、どうでしょうか。今審議しているもの、議案書は●  
●番、●●番だけに関する話ではないと思うんですが。

議長                    何かその辺がややこしゅうやりようるはずなんですよ。

事務局                わかりました。それじゃ、ちょっと説明をさせていただきます。後で説明  
しても一緒のことなんで。

先にちょっと書かせていただきます。

7 番

ちょっと、補足を。道路があります、ここは神社だそうです。小屋のようなものが建ってます。あれは神社だそうです。ここに墓が少々あります。●●の方のお墓だと思いますんで、ここは以前、●●の公民館がなかったときに、神社だそうです。集会所として使っていたそうです。今現在、あります。お墓があります。それから、これが1枚の田んぼで、今現在●●さんの息子さんがつくっているという状況です。もちろん作付されております。こちらを●●が開発しようと。ここに●●さんの息子さんが住まわれております。立ち退きます。ここに、真ん中の白い部分です地図の、移転移築しようというお話を聞いてます。

議長

ありがとうございます、早速。

今の説明でよろしいですか。ほかに何か、この件に関して質疑ありますか。

事務局

このまま、議案の順番どおりじゃないんですけども、前の黒板の5条の部分について、ここでご説明をさせていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。議案第29号、農地法第5条所有権移転許可申請、番号14です。譲り受け人が●●番地にお住まいの●●さん、譲り渡し人が●●番地にお住まいの●●さんです。

土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡です。農地区分は第3種農地で、位置図は16ページとなります。

転用目的が自己専用住宅で、申請理由は、現在、●●番の土地に夫婦で居住しておりますが、この土地で特定流通業務施設の開発計画があるため、退去せざるを得なくなりました。そこで、できるだけ現居住地から近い土地を探しておりましたところ、当該地の地権者の方にご理解、ご同意をいただくことができました。当該地は現居住地から近く、移転による環境の変化がほとんどないため、これから日常生活を送るのに適している土地であると考えております。以上のことから農地転用許可申請をする次第であります。何とぞよろしくお願ひします。

議案第29号・番号14の説明は以上ですが、続いて17ページをご覧ください。

議案第30号・農地法第5条・使用貸借権の設定許可申請でございます。

番号5であります。こちらで言う、前の黒板でいうと、5条の上の細い土地についての申請になります。

使用借人は●●番地にお住まいの●●さん、使用貸人は●●番地にお住まいの●●さんであります。

土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡です。

農地区分は第3種農地で、位置図は18ページとなります。

転用目的は自己専用住宅であり、申請理由は、当該申請地の南の●●番の土地



とあわせて住宅として使用させていただきたくことといたしました。  
議案第30号・第5号の説明は以上です。

議長

ということであります。何で隣にやるのかな。何か。

事務局

ちょっと補足になりますが、この前の地図の一番北側、3条、ここが位置図の12ページの●●です。こちらの1つの筆を5筆に分けて、この南北は●●さんに所有権を移転して、こちらの5条の2筆を使って、この●●さんが●●さんが来られるのを受けて、こっちに引っ越されるという、今回の一連の申請になっております。

議長

最初からしときゃいい。後から、後から●●の考えで都合のええようにこうしようるん。だからこないになつとる。

7番

今お話しの結果を受けまして、この鍵型とこことここが田んぼとして残るということになります。こちらはちなみに見た目約〇〇坪ほどの鍵型で、とても田んぼをつくろうなんていう気は起きません。僕だったらこんなところは作りません。

議長

もう、そこら見えとる、見え見えじゃ。

7番

こちらは、ざっと見た目〇〇坪、〇〇坪とか。四角い田んぼになります。  
何か不可解なのが、新しく家を建てる、その●●さんが。また田んぼを借りるというような、ちょっと何とも不可解な、理解できないな。

1番

この3条の2筆についても、2枚についても、上下についても農地以外の目的で利用されるんじゃないかという懸念が残るという意味合いですね。

7番

そりゃ、何とも。

1番

じゃないかという意見なんですけど。

7番

上のほうは鍵型のとても機械の入るような、機械をこね回すほどの田んぼでもないし、下も非常に狭い……。

議長

そのうち駐車場か、また。

事務局

すいません、その3条の部分については、まだ全然申請とか出てきてないんで

すけれども、田んぼじゃなくて畑にでもしようかなというような感じで話が出てきていることを補足しておきます。

議長

結局、しまいには●●のところをきれいにしようと、1枚に。それが目当てじゃろう。まだ、これから出てくるんじゃないから。それは●●がしょうるんじゃないから、それで●●があるわけじゃ、何社か。それが●●の名前を借りてやるんか、共同で一緒にそこを分けて●●で許可得て、倉庫でそのへりを駐車場にするんじゃないかねかなと、私はそう考えとんやな。それで、●●さんがそれで言われて、あれじゃこれじゃこうなっていきようんじゃないというような感じがするな。

4番

あの、すいません。

議長

はい、どうぞ。

4番

一番下側も畑をつくるんですか。

事務局

具体的にそういった土を入れますなどの届けが出てきているわけじゃないんで、何も言えませんが、そういうお話があるという感じです。

4番

とりあえず、今は水田じゃな。

事務局

今は水田です。

議長

複雑過ぎる。ほかに、質疑ありませんか。何か。一応、今の説明でおわかりいただいたでしょうかね。

それじゃ、質疑はよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

意見のほうは。意見でいきましょう。意見はどうですか。

11番

ようわからんということだけ。何を考えとるかわからんという意見です。

議長

じゃからもう、その意見というのはわからんから、保留じゃとか、許可するか、その辺の話をしてください。

10番

消防との連携、どうやってるんです。どうやってるのを実行するのか。

議長

何でそんなことを、農業委員会が頭へ回されてやって考えなあかんの。農地転用と、使用貸借、それだけのところじゃが。ごちゃごちゃごちゃごちゃ、わざわざこねえするからおかしい。都合のええように、許可がおりにようにしょうるわけじゃ。50戸連たんと一緒じゃ。ごちゃごちゃごちゃごちゃしてもう、早島、50戸連たんやめにゃいけんで、ほんまに。よそは皆やめとんじゃからな。面倒くせえだけじゃが、のう。不動産屋も困るし。

11 番

枝番の3番やこうね、1回解約して、また借りとんのだもんな、おかしい、こりゃ。

議長

保留して、説明してもらうか。どういうことならって。

10 番

どういう理由でこういうことなんですというのを。

議長

わけわからんことしょうると。誰が出てくるかじゃ。誰が出たって関係ねえからの。だけど、まとめとんのは●●かもわからんけど、最終的には●●じゃから。●●がしょんじゃから。

10 番

工事は。

議長

それで、●●の都合で動きょんじゃから。  
どうしますか。意見はどうしますか。

5 番

1案件ごとに見ていったら何ら否定する項目ではないです。

議長

そりゃ、手続上そうじゃけど、なあ。

10 番

その書面上はそうかもしれない。

議長

そのとおり、違反しょんじゃないんじゃけど。

議長

1回現地調査するか。現地でこうこうじゃ言うて見りゃえかろう。それか、もうここですぐ許可しますか。断る理由はないんだけど。手続上はええんじゃからな。向こうはどねえかしてやろうと思うとるからこげんなってしもうた。

1 番

いいですか。

議長	はい。
1 番	議案第 28 号の番号 6 については、この関係あると言えば関係あるんじゃないけど、この時点ではもうその話の中には入ってないわけです。だから、議案第 28 号の番号 6 については許可相当と決定していいですけども、問題は議案第 28 号の番号 7 と、あとその後の議案第 29 号の番号 14 と 30 号の番号 5 ですよ。それをどうするかということについて議論すりゃいいんじゃないかな。とりあえず、だから番号 6 については許可相当としていて。
事務局	手続き上は何も問題ない中で、じゃあ、例えば保留すると言うたときに、それなりの理由をやっぱり相手に伝えて、うちに来ていただく必要があるかと思いません。
1 番	そこから議論すればいいと思う。とりあえず番号 6 については許可相当と。その次に進んで行った方がいいんです。
議長	どうしますか。
1 番	懸念が残るのであれば、一度現地調査をしたいということで、申請者に要望するというのでいいんじゃないかなと思うんですけど。
議長	まあ、違反じゃないんだから、それで通るんだから仕方ないです。 皆さん、どうします。そのまま承認しますか。そうすれば何も問題ないと思うんじゃないけど。別に違反じゃないんだけどな。ちょっと余り小細工が多過ぎる。細かいところまでやっ取るから。 承認しますか、皆さん。いいですか。今度、その後●●さんが言われとる●●がまた出るからね。そのところをちょっと。これもほんと●●だけでやるのか。ご意見は。承認してよろしいですか。  【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	はい、長い間ありがとうございます。 それでは、ないようでありますので、議案第 28 号・番号 6 及び番号 7 農地法第 3 条所有権移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。  【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	ないようでありますので、議案第 28 号・番号 6 及び番号 7 農地法第 3 条所有

権移転許可申請については許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第29号・番号13農地法第5条所有権移転許可申請を議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

事務局

今月の農地法第5条・所有権の移転許可申請は2件でございます。

番号13についてですが、譲り受け人が●●番地、●●さん、譲り渡し人が都●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は●●番、地目が田、面積が〇〇㎡、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡で、合計〇〇㎡です。

農地区分はその他2種農地で、位置図が14ページとなります。

転用目的が露天駐車場で、申請理由は、申請地はインターチェンジに近く、国道2号線、県道早島吉備線と交通の便が大変よいことから、露天駐車場として運送業者に賃貸する計画です。よろしくお願ひします。

議案第29号・番号13の説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を10番、●●委員からお願いいたします。

10番

6日に確認しました。

場所が先月●●さんが、違うことで申請しとったちょうど反対、右側で、今現在草がもう耕作してない土地で、駐車場にしても何の問題もないと思います。

議長

●●の反対側じゃな、大体。はい、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

これは今、駐車場ですから、委員の言われたような、これでいいんじゃないかと思ひますけど。

質疑ありますか、何かこれに関して。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

その他、ご意見等は。ご意見もよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

はい、ないようでありますので、議案第29号・番号13については承認したいと思ひます。いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

ないようでありますので、議案第29号・番号13農地法第5条所有権移転許可申請を承認し、許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号14を議題とします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

番号14については、先ほど案件になりましたので、飛ばしていただいて。

議長

それでは、先ほどもありましたけど、議案第29号・番号14農地法第5条所有権の移転許可申請について、及び議案第30号・番号5農地法第5条使用貸権の設定許可申請についてを承認し許可相当に決定しました。よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

続きまして、議案第30号・番号6農地法第5条使用貸借権の設定一時転用許可申請についてを議題といたします。事務局、お願いいたします。

事務局

それでは議案書19ページをご覧ください。番号6についてですが、使用借人が●●番地にお住まいの●●さん、使用貸人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡です。

農地区分は第3種農地で、位置図が20ページとなります。

転用目的が露天資材置き場で、申請理由は、●●番の建築工事に際して、資材の搬入やクレーンの駐車場所として一時的に利用するためです。よろしくお願いたします。

転用期間は平成29年10月1日から平成30年9月30日までとなっております。議案第30号・番号6の説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を8番●●委員からお願いいたします。

8番

6日の日に現地確認をしました。

場所は観光センター、駅前の東の道を北に向かうところ。前に、去年の11月、●●の家を借りるということで、道路へ車をとめられないということで、多分借りられたと思います。だから、別に問題はありません。

議長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

4 番 はい、すいません。

議長 4 番、●●委員。

4 番 ちょうど今、赤く塗っとるでしょう。

8 番 はい。

4 番 これの東の端はまだ。ほかへつくっとるかな。

8 番 この奥のほうですか。

4 番 ちょうど、今言われようるこの分の一番東。

8 番 はい。

4 番 ここが資材置き場でこっちの東の端はまた違う人ですか。

8 番 はい。

議長 ありがとうございます。これに関して、質疑は何かありませんか。  
なければ、意見のほうに移らせていただきます。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長 それでは、その他のご意見等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長 はい、ないようでありますので、議案第 30 号・番号 6 については承認したい  
と思います。いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 ありがとうございます。

ないようでありますので、議案第 30 号・番号 6 農地法第 5 条使用貸借権の設  
定、一時転用許可申請についてを承認、許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程3、報告17号・番号5農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、21ページをご覧ください。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知については1件でございます。

番号5について、賃貸人が●●番地にお住まいの●●さん、賃借人は●●番地にお住まいの●●さんです。

農地の所在が、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡、早●●番、地目が田、面積が〇〇㎡、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡です。

位置図は22ページとなっております。

報告第17号・番号5については添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

それでは、ご意見等はいかがででしょうか。ご意見もよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

ないようでありますので、以上で報告第17号・番号5を終わります。

それでは、その他の件について事務局からお願いいたします。

事務局

次回の農業委員会は10月11日水曜日を予定しております。場所は2階の第1会議室です。また、議案書を送付いたしますのでよろしくお願い致します。

その他の報告事項は以上です。

議長

ほかに何かありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

なければ、以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

第9回早島町農業委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。